

最高裁秘書第2939号

平成27年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

意見書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された意見書（平成27年12月24日付け）の写しを送付します。

記

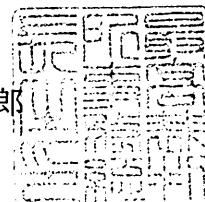
諮問番号 平成27年度（最情）諮問第6号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成27年12月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



意見書

(11月13日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問についての標記の意見は、下記2のとおりです。

記

1 諒問番号

平成27年度（最情）諒問第6号

2 意見

(1) 持ち回り審議と期日審議（申出書で「審議室審議」と記載されているもの。

以下同じ。）の事件数

ア 事件管理システム等からこれらの情報が出力されないことについて

事件管理システムには、個々の事件が期日審議又は持ち回り審議のどちらで行われたかという情報は、入力する項目がない。

したがって、事件管理システムから、期日審議及び持ち回り審議の件数を抽出することはできない。

なお、事件管理システムに入力する以外の方法でも、これらを区別した件数は把握していない。

イ 最高裁判所の統計報告の類型に含まれないこと

持ち回り審議と期日審議は、審議の在り方に事実上の差異があるに過ぎず、いざれも審議であることに変わりはないため、統計報告の対象としていない。

(2) 調書決定で終結した事件数

ア 事件管理システム等から当該情報が出力されないことについて

事件管理システムには、個々の事件が調書決定で終結したかどうかの情報を入力する項目がない。

したがって、事件管理システムから、調書決定の件数を抽出することはできない。

なお、事件管理システムに入力する以外の方法でも、これらを区別した件数は把握していない。

イ 最高裁判所の統計報告の類型に含まれないこと

調書決定か決定書による決定かは、決定書の方式の差異に過ぎず、統計報告の対象としていない。